

一般廃棄物収集運搬手数料徴収事務取扱要綱

一般廃棄物収集運搬手数料徴収事務取扱要綱（平成18年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年松前町条例第12号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、同条第1項の一般廃棄物収集運搬に係る手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（可燃ごみ指定袋）

第2条 条例第8条第3項に規定する可燃ごみ指定袋（様式第1号。以下「指定袋」という。）の種類、規格等は、次の表のとおりとする。

種類	規格	色	厚さ	その他
指定袋大	容量45リットル ポリエチレン製	袋 半透明 文字 緑	0.03ミリメートルから0.04ミリメートルまで	再生原料使用 ダイオキシン 発生抑制 耳付き
指定袋中	容量30リットル ポリエチレン製			
指定袋小	容量20リットル ポリエチレン製			

（手数料徴収事務等の委託）

第3条 手数料の徴収及び指定袋の交付は、可燃ごみ指定袋取扱店（以下「取扱店」という。）の開設者に委託して行う。

（取扱店の登録）

第4条 取扱店になろうとする商店又は事業所（以下「商店等」という。）の開設者は、取扱店になろうとする商店等ごとに可燃ごみ指定袋取扱店登録申請書（様式第2号）に町税等（国民健康保険税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。以下同じ。）の滞納がないことを証する書類を添えて、町長に提出し、登録を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請者が次に掲げる要件を全て満たすと認めたときは申請に係る商店等について、可燃ごみ指定袋取扱店登録簿（様式第3号。以下「登録簿」という。）に登録し、可燃ごみ指定袋取扱店登録通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(1) 申請に係る商店等において、継続して日常生活用品の販売を行っていること。

(2) 申請に係る商店等において、指定袋を陳列する場所を確保できること。

(3) 指定袋の適正な管理及び徴収事務の適正な執行ができること。

(4) 町税等の滞納がないこと。

3 第1項の登録を受けた商店等の開設者は、当該商店等について登録された

年度の翌年度以降も登録を継続しようとする場合は、毎年度3月末日までに、町税等の滞納がないことを証する書類又は税情報開示同意書（様式第5号。開設者が町内に住所を有する者である場合に限る。）を町長に提出しなければならない。

（委託契約）

第5条 町長は、毎年度、前条第2項の規定により登録した商店等の開設者と、当該商店等を取扱店として一般廃棄物収集運搬手数料徴収事務委託契約（以下「契約」という。）を契約書により締結するものとする。この場合において、2以上の商店等を登録している開設者との契約については、全ての商店等について一括契約するものとする。

2 町長は、前項の規定により契約を締結した商店等の開設者（以下「取扱者」という。）に可燃ごみ指定袋取扱店看板（様式第6号。以下「看板」という。）を交付するものとする。ただし、既に交付済みの場合は、この限りでない。

3 取扱者は、前項本文の規定により交付された看板を取扱店の見やすい場所に掲示しなければならない。

（登録申請内容の変更及び廃止）

第6条 取扱者は、第4条第1項の登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、速やかに可燃ごみ指定袋取扱店登録変更（廃止）届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（契約の解除及び登録の取消し）

第7条 町長は、取扱者が第4条第2項各号のいずれかに該当しなくなった場合又は契約事項を履行しない場合若しくは履行する見込みがないと認めた場合は、契約を解除し、名簿の登録を取り消すことがある。

2 前項の規定により契約を解除された取扱者は、速やかに交付された看板を町長に返還しなければならない。

（手数料の徴収及び指定袋の交付）

第8条 取扱者は、取扱店において指定袋の交付を受けようとする者に対し、1包み（当該指定袋が10枚入りのものをいう。）単位で当該指定袋を交付し、交付数量に応じて手数料を徴収しなければならない。

（指定袋の配付手続）

第9条 取扱者は、可燃ごみ指定袋配付申込書兼徴収事務委託料請求書（様式第8号）を町長に提出し、指定袋の配付申込数量に応じて手数料を納入しなければならない。

2 町長は、取扱者が前項の規定に基づき手数料を納入する際に、手数料徴収事務委託料（以下「委託料」という。）として指定袋1枚につき3,135円（消費税を含む。）を支払うものとする。

3 町長は、手数料の納入を確認した後、指定袋に納品書（様式第9号）を添えて取扱者に配付するものとする。

4 前項の規定により指定袋の配付を受けた取扱者は、受領書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（指定袋の返還）

第10条 町長は、次に掲げる場合を除き、配付した指定袋の返還には応じないものとする。

(1) 町長が指定袋の種類若しくは規格を変更し、又は指定袋を廃止したとき。

(2) 第7条第1項の規定により登録を取り消したとき。

(3) その他町長がやむを得ないと認めたとき。

2 取扱店は、前項各号に掲げる場合において指定袋を返還するときは、可燃ごみ指定袋返還書兼一般廃棄物収集運搬手数料返還請求書（様式第11号）により手数料及び委託料を精算するものとする。

（禁止事項）

第11条 取扱店は、粗品若しくは景品として指定袋を使用し、又は手数料を減額して指定袋を交付してはならない。

（事務処理）

第12条 町長は、指定袋の配付申込みごとに、一般廃棄物収集運搬手数料及び徴収事務委託料集計表（様式第12号）により手数料金額、委託料金額、差引納入金額、納入日及び指定袋配付日を記録し、手数料の収入及び委託料の繰替払の処理を行うものとする。

2 町長は、可燃ごみ指定袋受払簿（様式第13号）により、指定袋の出納を整理するものとする。

（検査等）

第13条 町長は、必要に応じ、取扱店に対し指定袋の交付状況等について説明を求め、又は検査を行うことがある。

（書類の整理及び保管）

第14条 取扱店は、指定袋に関する帳簿を松前町財務規則（昭和62年松前町規則第2号）様式第14号の例により整理し、契約が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の一般廃棄物収集運搬手数料徴収事務取扱要綱第4条第2項の規定により行われた登録の申請については、改正後の一般廃棄物収集運搬手数料徴収事務取扱要綱第4条第1項の規定

により行われた登録の申請とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。